一般社団法人 コンピュータソフトウェア倫理機構 倫 理 規 程

平成 4 年 11 月 20 日制定 平成 6 年 6 月 27 日改正 平成 6 年 7 月 1 日施行 平成 11 年 6 月 23 日改正 平成 11 年 10 月 1 日施行 平成 16 年 3 月 30 日改正 平成 16 年 10 月 1 日施行 平成 19 年 6 月 14 日改正 平成 19 年 7 月 1 日施行 平成 21 年 4 月 28 日改正 平成 21 年 8 月 27 日改正 平成 21 年 8 月 27 日改元 平成 21 年 9 月 1 日施行 平成 23 年 6 月 23 日改正 平成 23 年 10 月 1 日施行

一般社団法人 コンピュータソフトウェア倫理機構 倫理規程

(目 的)

第1条 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構(以下「当法人」という)は、会員が制作・販売するコンピュータソフトウェア及びこれに関連するデジタルデータ(以下「コンピュータソフトウェア等」という)の健全な制作・販売活動を促進し、かつコンピュータソフトウェア等の年齢制限に関する情報を会員に提供することにより、青少年の健全な育成に資するとともにコンテンツ産業の振興による文化の発展に寄与することを目的とする。

また、会員は、コンピュータソフトウェア等の社会的な責任と共に青少年への影響力の重大性を深く自覚し、当法人独自の自主的な倫理規程に基づき作品を制作・販売し、表現の自由を守りながら倫理的水準の向上に全力を尽くしてその目的の達成に努めようとするものである。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人に加盟する会員の輸入、制作、及び日本国内において販売するコンピュータソフトウェア等の内容描写、表現、タイトルならびに同梱される印刷物、パッケージに対して適用される。

また、上記コンピュータソフトウェア等の販売促進のための広告、店頭デモ及びその 他の販促物に対しても同様に適用される。

(対象作品)

第3条 コンピュータハードウェア上で動作する、表示、観賞を目的とするデータで構成されたコンピュータソフトウェア等を指す。

(倫理規程の構成)

第4条 倫理規程の構成は一般原則を根幹として定める「制作基準」と販売対象者の年齢に応じて 禁止される事項の基準を定める「販売基準」からなる。

後者については、対象者の年齢別に数種の基準を制定することができる。

但し、当法人は、コンピュータソフトウェア等の傾向や社会文化の流動性を考慮し、 随時必要とあれば本規程の見直しを行うことができる。

(諸法令との関係)

- 第5条 当法人は、刑法を始めとした日本国内の関係諸法令を研究、整理し会員が遵法精神にのっとり、健全な制作活動を行うように指導する。
 - 2 当法人は各地方自治体の青少年健全育成関係の条例を研究、整理し会員を指導する。

(一般原則)

- 第6条 コンピュータソフトウェア等の制作・販売において、遵守すべき倫理上の一般原則を次の とおり定める。
 - (1)国家、法および社会正義
 - ・人種、民族、あらゆる国の習慣、風俗や国民感情を尊重する。
 - ・民主主義の精神を尊重する。
 - ・基本的人権を尊重し、特定の個人や団体の名誉を傷つけるような表現はしない。
 - ・法と社会秩序、道徳を尊重し、法律で禁止されている行為については、その表現は慎 重にし、肯定的表現はしない。
 - ・暴力、犯罪を肯定したり、軍国主義、戦争などを正当化しない。
 - ・老人、幼児など社会的に弱者に当る人には思いやりを持った内容とする。
 - ・身体障害者や知的障害者等の表現は極力抑制する。
 - 人命を軽視しない。
 - ・あらゆる職業を蔑視しない。
 - ・特定の地域を中傷した表現はしない。

(2)宗教

- ・信教の自由を尊重し、これを不当に中傷、愚弄、侮蔑、憎悪したりしない。
- ・宗教、宗教家、宗教儀式の尊厳を傷つけないように留意する。

(3)教育

- ・教育者や未成年者の表現は極力抑制し、慎重にする。
- ・児童及び青少年の人格形成に資し、豊かな情操と健全な精神をそこなわないよう留意 する。
- ・法律上、未成年に禁じられている行為を正当化しない。
- ・動物はこれをむやみに虐待しない。

(4)家庭、性

・結婚及び家庭生活を大切にし、これを損なうようなことを肯定的に扱わない。

(制作基準)

第7条 制作基準とはコンピュータソフトウェア等の制作において遵守すべき基準である。

【留意点】

- (1)いたずらに性描写のみを表現し、ストーリー、テーマ、展開、ゲーム的駆引き等の要素に欠けるものは極力制作しない。
- (2)作品の制作に於いては裸体、セックスシーン描写に必要な場面の設定を工夫し性描写 の必然性と展開方法、長さ、頻度、その累積効果等構成上のバランスには特に注意す る。
- (3)コンピュータソフトウェア等の特異性に留意しシステム、シナリオ、テーマ、展開、ゲーム的駆引き、音響等創意工夫に努め、作品内容の充実と向上に努める。
- (4)模倣されるおそれのある犯罪等を扱う内容については、犯罪を助長しないようにパッケージ等に犯罪になる恐れがある旨明記し、模倣すると犯罪になるおそれがあること

を明記する。

(5)わいせつ物にあたるものは制作しない。

【技術的隠蔽処理について】

(1)使用すべき技術的隠蔽処理の種類

技術的隠蔽処理とは、モザイク、白ヌキ、マスク、物なめ、など男女性器を描かない (以下モザイク等と呼ぶ)ものを指す。

(2)モザイク等の最低条件

完全にモザイク等として機能する (男女性器形状や結合部分が判別できなくなる) まで 処理をする。

(販売基準)

第8条 販売基準とはコンピュータソフトウェア等の年齢別区分販売において遵守すべき基準である。

会員はコンピュータソフトウェア等毎に、その対象とする年齢層を考慮した上で社会 理念に適合した責任ある制作、販売態度が求められる。

また、会員はこのことに鑑み、それぞれのコンピュータソフトウェア等を販売するに 当たって、以下の留意点に注目して社会理念および倫理規程の一般原則に照らし合わせ て販売対象者を年齢別に制限する。

【留意点】

児童(18才未満の者)に

- 性的刺激を与えない。
- ・残酷・粗暴の刺激を与えない。
- ・模倣性を与えない。

(年齢別審査区分)

- 第9条 会員が制作するコンピュータソフトウェア等の審査区分(レーティング)を、「一般ソフト作品」と「18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)」に大別する。
 - 2 一般ソフト作品
 - 一般ソフト作品については次の3区分と定める。

具体的な事例は、一般ソフト作品の判断基準に挙げる。

(1)全年齢対象ソフト作品(全年齢)

「制作基準」の範囲内で制作されたソフト作品で、全ての年齢層が購入、鑑賞出来る ソフト作品とする。

(2)12才以上推奨ソフト作品(E12)

「制作基準」の範囲内で制作されたソフト作品で、対象者を社会理念に一定以上の認識を持てる年齢層に絞ったもので、満12才以上を対象として、推奨(Endorsem) するソフト作品とする。

(3)15才以上推奨ソフト作品(E15)

「制作基準」の範囲内で制作されたソフト作品で、対象者を社会理念に一定以上の認識

を持てる年齢層に絞ったもので、満15才以上を対象として、推奨(Endorsem ent)するソフトとする。

3 18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)

「制作基準」の範囲内で制作されたソフト作品で、対象者を社会理念に十分な認識を持てる年齢層に絞ったもので、18才未満の購入、鑑賞を禁止するソフト作品とする。

具体的な事例は、18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)の判断基準に挙げる。

(一般ソフト作品の判断基準)

第10条 一般ソフト作品の判断基準を3区分に分け、それぞれ次の通り定める。

2 全年齢対象ソフト作品(全年齢)

次の項目に該当する作品を全年齢対象ソフト作品(全年齢)とする。

- (1)性および風俗について
 - ・性行為を描写していないもの。
 - ・一般に隠ぺいすべき習慣として認められる男女の肉体の一部または全体を表現していないもの。技術的隠蔽処理を必要としないもの。
- (2)法および正義について
 - ・法と正義に反する行為を推奨しかねない表現をしない作品。
 - ・暴力性、残虐性を主題として扱わないもの。
 - ・暴力否定、暴力批判を意図するドキュメンタリーものやフィクションにおいて、主題 を希薄にする過度な暴力性、残虐性表現がないもの。
 - ・作品内容上、正当性を持つといえども過度の暴力を表現描写していないもの。
 - ・暴力の行使に刺激性を付与させる表現を持たないもの。
 - ・人格形成過程で、判断力未熟の青少年が、これらの作品によって、粗暴性、残虐性、 もしくは犯罪等を誘発、助長され、その健全育成を阻害する恐れのないもの。
- (3)教育に関する表現について
 - 作品内における未成年者の行動が社会の理念に反していないもの。
- 3 12才以上推奨ソフト作品(E12)

次の項目に該当する作品を12才以上推奨ソフト作品(E12)とする。一般ソフト作品の範疇ではあるが、社会通念に照らし合わせて12才未満の購入、鑑賞に留意すべきソフト作品とする。また、成長過程、知識、成熟度には個人差がみられることもあり、特に性・暴力表現において性的印象や恐怖心を与えないように簡素な表現に留意したソフト作品である。

特段の定めが無い事項については前項の判断基準に準ずるものとする。

- (1)性および風俗について
 - ・着衣の状態で男女の肉体の一部を触れる表現のうち、性的刺激を含まないもの。
 - ・裸体表現のうち、性器または女性の乳首描写を含まないもの。
 - (2)法および正義について
 - ・自殺、自傷の表現のうち、第三者の行為において前後の状況説明にとどめた表現を含むもの。

- ・問題提起としての意味を持つ物語の一部として、虐待表現のうち、傷口の描写が無く、またその行為を否定的に扱ったもの。
- ・人間の具体的な医術行為のうち、大量の血の描写がされていないもの。

4 15才以上推奨ソフト作品(E15)

次の項目に該当する作品を15才以上推奨上ソフト作品(E15)とする。一般ソフト作品の範疇ではあるが、社会通念に照らし合わせて15才未満の購入、鑑賞に留意すべきソフト作品とする。

また、義務教育過程を終了し、それぞれ知識、成熟度、判断力等には遜色はないと判断するが、なお未成年者であることを考慮し、特に性、暴力等の表現において過度な刺激性や模倣性及び恐怖心を与えないように簡素な表現に留意したソフト作品である。

特段の定めが無い事項については前項の判断基準に準ずるものとする。

(1)性および風俗について

- ・性行為を含まないが、方法、過程、作業、感情を表現したもの。
- ・性行為を示唆する文章、音声、効果音を単独または描写と絡めて使用し、やや刺激性 を含んだもの。
- ・性行為を連想させる表現のうち、内容が簡素なもの。
- ・裸体表現のうち、性器描写を含まないもの。
- ・露出が多い、または刺激的なデザインの服装、下着、水着表現を含むもの。

(2)法および正義について

- ・武器や道具を使用した格闘、喧嘩の表現があるもの。
- ・他者を貶める中傷、暴言行為があるもの。
- ・多量の出血表現を含むが、傷口の描写が明確にされていないもの。
- ・自殺、自傷の表現のうち、具体的な手口や経緯、傷口の詳細な場面が描写されていな いもの。
- ・問題提起としての意味を持つ物語の一部として、虐待表現を含み、内容を簡素に扱ったもの。
- ・犯罪、反社会的行為の表現のうち、手口や手段が明確に描写されていないもの。

(3)教育に関する表現について

- ・未成年の飲酒、喫煙表現のうち、第三者の行為として扱ったもの。ただし、その行為 について肯定的な表現はしない。
- ・麻薬、覚醒剤、シンナー、または睡眠薬等の使用については、作品内容上必要であっても具体的な名称の使用は避け、犯罪事象として扱った表現を含むもの。
- 5 12才以上推奨上ソフト作品(E12)及び15才以上推奨上ソフト作品(E15)については、同梱される印刷物、タイトル等パッケージ上の表現、及び上記コンピュータソフトウェア等の販売促進のための広告、店頭デモ及びその他の販促物に対して、当法人が別途定める禁止文言の他、性・暴力表現において過激と思われる表現は使用しない。

(18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)の判断基準)

第 11 条 18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)とは社会の理念を育む過程にある年少

者の育成・保護の観点から、留意すべき要素を含むものとする。

2 次の項目に該当する作品を18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)とする。

(1)性的表現について

- ・わいせつ物にあたるものは審査作品に該当しない。
- ・性行為に至るまでの方法、過程、作業、感情を過度に表現したもの。
- ・性行為を示唆する文章・音声・効果音を単独または描写と絡めて使用し、過度に刺激 的な印象を与えるもの。
- ・その表現が露骨に性行為を連想させ、著しく低劣淫猥であるもの。
- ・一般に隠ぺいすべき習慣として認められる男女の肉体の一部を劣情刺激的に表現した もの。(男女からみの下半身、劣情刺激的な男女単独の下半身、劣情刺激的に表現さ れた女性の乳房、露出過剰な着衣の表現、描写など)
- ・作品内容の進行に沿わない、ゲーム性やストーリー性を無視した性的表現、女性の裸体描写に主眼を置いたもの。
- ・作品内容上、必要であっても男女による性行為の体位を直接表現している作品。
- ・凌辱・輪姦または性的拷問等、性的暴力の加重を興味本意に描いた表現を含むもの。
- ・異常性愛のうち、SMおよび同性愛などを詳細・興味本意に扱ったもの。
- ・性器具および排泄物の表現を含むもの。
- ・美術作品絵画・劇画・出版物の写真・落書、その他無機物の性的描写部分を興味本意 に扱ったもの。
- ・モザイク等の技術的処理を施す必要のある表現を持つもの。

(2)反社会的行為や犯罪表現について

- ・暴力団、暴走族、不良グループ等の反社会的団体や人物等を容認し、または賛美する もの。
- ・法律や社会道徳等を否認、あるいは揶揄したり、犯罪や反社会的行為を容認し、または賛美するもの。
- ・犯罪の手口を巧妙に、かつ刺激的に描写し、犯罪心、背徳的感情をあおり、著しく刺激するもの。
- ・犯罪、または反社会的行為の手口やその経過等を描写表現することで、その手段方法 を教示する等の結果を招くもの。
- ・火器、銃器、刀剣刃物類、その他の凶器類、器物等を必要以上に使用し、また素手で の過激な攻撃を以て殺傷場面等を詳細、具体的に表現し、著しく嫌悪感を与えるも の。
- ・殺人、強盗、婦女暴行、傷害、暴行、強制わいせつ等の場面を詳細、具体的に臨場感 を持たせ表現し、著しく嫌悪感を与えるもの。
- ・自殺、自虐行為、事故、虐待、リンチ、拷問、解剖、外科手術、出産等の場面を克明 具体的に臨場感過剰に表現し、著しく嫌悪感を与えるもの。
- 生命の尊厳および死者の尊厳を否定するもの。

(3)教育に関する表現について

・飲酒、喫煙等は未成年の者がこれを行う表現を含むもの。

- ・麻薬、覚醒剤、シンナー、または睡眠薬等の使用、および賭博やこれに類する行為を 詳細、具体的に描写し、これらの行為を容認したり賛美し、射幸心をそそったりする 等、薬物依存心または好奇心をいたずらにあおるもの。
- ・少年少女、老人、心身障害者、動物等の弱者に対して暴力、悪口雑言を行使する表現 に誘引性、模倣性を持つもの。

(18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)の禁止事項)

- 第 12 条 18 才未満者への販売禁止ソフト作品の制作において表現出来ない、あるいは表現に条件のある事項を次のとおり定める。
 - (1)性行為の表現について
 - ・わいせつ物にあたる表現は一切しない。
 - ・男女による性行為の体位の結合部分(性器)を直接描写するショット(フルショット、接写に関わらず)は、モザイク等の技術的隠蔽処理をする。
 - (2)性器の表現について
 - ・性器の直接描写はしない。
 - ・隠しコマンドや裏技は性器及び性器内部の描写においては入れることは認めない。
 - ・内部データとしても禁止されたデータを入れることは認めない。
 - (3)性器愛撫の表現について
 - ・男女の露出した性器を愛撫する直接描写は技術的隠蔽処理する。
 - ・性器具等を使用して性器を愛撫する直接描写は技術的隠蔽処理する。
 - (4)SMやその他の表現について
 - ・性器への愛撫や責め、あるいは浣腸等器物を使用する直接描写は技術的隠蔽処理をする。
 - ・放尿、排泄等の直接描写も同様の技術的隠蔽処理をする。
 - (5)幼児などいわゆる社会的弱者の人権を損なう内容を有するものは制作しない。
 - (6)年齢制限について
 - ・18才未満者への販売禁止ソフト作品に実在する18才に満たない者を出演させては ならない。
 - ・18才未満者への販売禁止ソフト作品において、性的行為・性的行為を連想させる裸体表現による人間および人間的なキャラクターの年齢が18才未満であることを特定できる記述をしない。
 - ・18才未満者への販売禁止ソフト作品において、18才未満者が手に取りやすいパッケージにはしない。
 - ・パッケージの表紙や背に過度の露出などによる性的行為・性的行為を連想させる表現をしない。
 - (7)同性愛 (レズビアン、ホモセクシャル) の表現について
 - ・同性愛についても、上記の男女間における性的表現と同様に技術的隠蔽処理する。
 - (8)禁止事項の類似や同音異義等で、誤解を招く表現はその旨を作中で明らかにする。

- 2 凌辱描写について
 - 著しく社会通念に違反する凌辱、輪姦等、暴力が加重される表現については、婦女子への人権侵害や虐待感をともなうものであり、禁止する。
- 3 この基準に定めがなく、著しく社会通念に違反するものは当法人の定める要領によって 審議する。

(18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)の注意事項)

- 第 13 条 18才未満者への販売禁止ソフト作品(18禁)の制作において表現に注意すべき事項 を次のとおり定める。
 - (1)性行為の表現について
 - ・恥毛の直接描写は過度な表現をしない。
 - ・アヌスおよび性器内部の描写は控える。
 - (2)SMやその他の表現について
 - ・サディズム、マゾヒズム等の表現は粗暴性、残虐性などを伴うので、その責めや苦痛 等、描写が過度にいたらぬよう特に注意する。
 - ・汚物等の描写は卑猥、醜悪、嫌悪感等を与えるので、簡素な表現にとどめるよう注意 する。
 - (3)売買春はこれを肯定しない。
 - (4)出産状況を表現した作品はいたずらに制作しない。
 - (5)同性愛(レズビアン、ホモセクシャル)の表現について
 - ・同性愛についても、上記の男女間における性的表現と同様で十分注意する。
 - (6)近親(血続きの、直系および3親等以内の親族)相姦はその行為を描写した作品は過度な表現をしない。
 - (7)死姦を表現した作品は過度な表現をしない。
 - (8) 獣姦もしくは性行為に類する獣姦を表現した作品は過度な表現をしない。
 - (9)男女性器の音声による直接呼称、文章による直接呼称はしないようつとめる。
 - (10)公序良俗に反しない作品制作をする。
 - 2 この基準に定めがなく、著しく社会通念に違反するものは当法人の定める要領によって 審議する。